

## エウレイ人に達する書

第一章 一 昔屢多方を以て、預言者に藉りて、先祖に語りし神は、  
二 此の末の日に於て、其子、即之を立てて萬物の嗣と爲し、之を以て  
三世を造りし者に藉りて、我等に語れり。三 彼は神の光榮の光、  
其本性の像として、己の能力の言を以て萬物を持ち、既に己を以  
て我等の罪の淨を爲して、高處に在りて威嚴の寶座の右に坐せり。  
四 彼が天使等に越ゆるは、其嗣ぎたる名の彼等より尊きが如し。五  
蓋神は何の天使に對ひて曾て云ひしか、爾は我の子、我今日爾を  
生めり、又我は彼に於て父と爲り、彼は我に於て子と爲らんと。六  
又冢子を引きて世に入る時曰く、神の悉くの使は彼を拜す可し  
と。七 天使等に及びては曰く、爾は其使者を以て風と爲し、其役者  
を以て火燄と爲すと。八 子には曰く、神よ、爾の寶座は世世に在り、  
爾の國の權柄は正直の權柄なり。九 爾は義を愛し、不法を惡めり、  
故に神よ、爾の神は爾に歡の膏を傅けしこと爾の侶に勝れり。  
一〇 又曰く、主よ、爾の初に地を基けたり、天も爾が手の造工な  
り。一一 此等は亡びん、然れども爾は永く存す、此等は皆衣の如く古  
び、一二 爾衣服の如く之を捲き、此等は易らん、然れども爾は易ら  
ず、爾の年は終らざらんと。一三 神は何の天使に對ひて曾て言ひし  
か、爾我が右に坐して、我が爾の敵を爾の足の臺と爲すに迄れと。

一四 彼等は皆奉事する神、遣されて、救を嗣がんとする者の爲に  
役事する者に非ずや。

第二章 一 是の故に我等聞きし所を尤慎むべし、恐らくは或は  
離れ落ちん。二 蓋若し天使等に藉りて告げられし言は堅く立ちて、  
凡の違背と不順とは公正の報を受けしならば、三 我等此く如き救  
を顧みずして、如何ぞ追るるを得ん。斯れ始主に因りて傳へられ、彼  
より聞きし者に因りて我等の中に堅く立てられ、四 神に縁りて、其旨  
に循ひて、休徴、奇蹟、種種の異能、及び聖神の分与を以て證せ  
られたり。五 蓋神は我等が言ふ所の未來の世を天使等に服せしめし  
に非ず、六 然れども或人一篇に證して曰へり、人は何物たる、爾之  
を憶ふか、人の子は何物たる、爾之を顧みるか。七 爾彼を天使等  
より少しく遜らしめ、彼に光榮と尊貴とを冠らせ、彼を爾が手の造  
りし者の上に立て、八 萬物を其足下に服せしめたりと。既に萬物を彼  
に服せしめれば、乃一も彼に服せざりし者を遣ざりき。然れど  
も今我等は未だ萬物の彼に服せられしを見ず、九 唯我等は天使等より  
少しく遜らしめたるイイススが、死を受くる爲に、光榮と尊貴とを  
冠らせられたるを見る、彼が神の恩寵に由りて、衆人の爲に死を嘗  
めん爲なり。一〇 蓋萬物の本づく所、萬物の歸する所の者が、多  
くの子を光榮に導きて、彼等の救の君として、苦を以て成全せ

しむるは、宜しきに合へり。一 蓋聖にする者と聖にせらるる者とは、皆一の者より出づ、是の故に彼等を兄弟と稱ふるを愧ぢずして、二 曰く、我爾の名を我が兄弟に傳へ、爾を會中に詠はん。一三 又曰く、我彼を頼まん。又曰く、視よ、我及び神が我に與へし諸子は此に在りと。一四 夫れ諸子は肉と血とに屬するが故に、彼も亦親しく之を受けたり、死を以て、死の權を乘る者、即 惡魔を空しくし、一五 死を畏るるに因りて生涯奴役に服せし者を釋たん爲なり。一六 蓋彼は天使等より受くるに非ず、即 アウラムの裔より受く。一七 故に凡の事に於て兄弟に肖るべかりき、神の前に矜恤、忠信なる司祭長と爲りて、民の罪を贖はん爲なり。一八 蓋彼親ら試みられて、難を受けしが故に、試みらるる者にも能く助くるを爲すなり。

**第三章** 一 是を以て聖なる兄弟、共に天の召に與る者よ、我等の承認の使徒及び司祭長たるイイスス、ハリストス、二 彼を立てし者に忠信なること、モイセイが其全家に於けるが如くなる者を深く思へ。三 蓋彼が光榮を受くべきことの、モイセイに超ゆるは、家を造りし者の、家より尊きが如し。四 蓋凡の家は之を造る者あり、惟萬有を造りし者は神なり。五 モイセイも、彼の全家に在りて、僕の如く忠信たりき、告げらるべきことを證せん爲なり、六 然れどもハリストスは、彼の家に在りて、子の如し。我等若し勇敢と望の誇とを終に至

るまで堅く守らば、乃 彼の家たるなり。七 故に聖神の云ふ所の如く、今日爾等彼の聲を聞かば、八 曾て野に在りて、試の日に、激怒の時に於けるが如く、爾等の心を頑にする勿れ。九 彼處に在りて、爾等の先祖は我を試み、我を驗し、四十年間我が所爲を見たり。一〇 故に我其代を憤りて云へり、我等は常に心迷ひ、我が道を識らざりき。一一 故に我は我が怒に於て誓へり、彼等は我が安息に入らざらんと。一二 兄弟よ、慎みて爾等の中に、不信の惡しき心を懷く者なからしめよ、活ける神より離れざらん爲なり。一三 乃 今日と稱ふるを得る間、日日相勸めよ、爾等の中一も罪に迷はされて、頑に爲らざらん爲なり。一四 蓋我等若し始の本位を終に至るまで堅く守らば、ハリストスに與る者と爲れるなり。一五 今日と言ふ間、爾等彼の聲を聞かば、激怒の時に於けるが如く、爾等の心を頑にする勿れ。一六 蓋聞きし者の中に怒を激せし者あり、然れどもモイセイに従ひてエギプトより出でし者、皆然せしに非ず。一七 然らば彼は四十年間誰に向ひて憤りしか、罪を犯して、其屍の野に仆れし者に非ずや。一八 誰に向ひて彼の安息に入らざらんと誓ひしか、順はざる者に非ずや。一九 是を以て我等は彼等が不信に由りて入るを得ざりしを觀るなり。

**第四章** 一 故に我等畏るべし、彼の安息に入る許約の尚存する時に於

て、恐らくは爾等の中に之に及ばざる者あらん。二 蓋我等にも福音せられしこと、彼等に於けるが如し、然れども彼等には、聞きし所の言は益を爲さざりき、聞きし者の信を和せざるに由りてなり。三 安息に入る者は、我等信ぜし者なり、彼の言ひし所の如し、我は我が怒に於て誓へり、彼等は我が安息に入らざらんと、然れども彼の工は世の始より成れり。四 蓋一篇に第七日の事を云へるあり、神は其悉くの工を竣へて、第七日に安息せりと。五 又茲に云ふ、彼等は我が安息に入らざらんと。六 是を以て猶之に入らんとする者あり、而して先に福音を受けし者は、順はざるに由りて、入らざりしが故に、七 又一日を定めて、多年の後に、ダワイドを以て今日と曰ふ、前に云ひしが如し、今日爾等彼の聲を聞かば、爾等の心を頑にする勿れと。八 蓋若しイイスス(ナワイン)彼等を安息せしめしならば、後に他の日の事を言はざりしならん。九 故に神の民には猶安息存するなり。一〇 蓋彼の安息に入りし者は、其工を竣へて安息せり、神が己の工に於けるが如し。二 故に我等其安息に入らんことを勉むべし、何人も彼の例に效ひて、不順に陥らざらん爲なり。一二 蓋神の言は活きて能あり、凡の兩刃の劔よりも利く、刺して、靈及び神、筋節、及び骨髓の間を割くに至り、且心の意と念とを鹽察す。一三 又物として彼の前に顯れざるはなし、乃皆裸にして、其目の前に露る、我等彼等に事を陳べん。一四 故に我等に、大なる司祭長、諸天

を経たる者、イイスス神の子有るに由りて、我等の承認を固く守るべし。一五 蓋我等の司祭長は我等の柔弱を體恤する能はざる者に非ず、乃罪の外一切の事に於て、我等の如く試みられたる者なり。一六 故に我等毅然として、恩寵の寶座に就くべし、矜恤を受け、機に合ふ助として、恩寵を獲ん爲なり。

**第五章** 一 蓋凡そ人の中より選ばるる司祭長は、人の爲に神に奉事することを任せられて、禮物と祭祀とを罪の爲に獻ずる者にして、二 無智なる者及び迷ふ者を憐むを能す、蓋自も亦柔弱に纏はる、三 故に彼は、民の爲にするが如く、己の爲にも亦罪を贖ふ祭を獻ずべし。四 且人誰も自ら此の尊貴を受くるなし、乃神に召さるる者なり、アアロンの如く然り。五 是くの如くハリストスも、自ら司祭長の尊榮を以て、己に歸せしに非ず、乃彼に、爾は我の子、我今日爾を生めりと、言ひし者なり、六 又他章に云へるが如し、爾メルヒセデクの班に循ひて司祭と爲り、世世に迄らんと。七 彼は肉體に在りし日、大なる聲と涙とを以て、彼を死より救ふを能する者に祈禱祈願を奉れり、而して其敬畏に由りて聽かるるを得たり。八 彼は子なりと雖、其受けし苦に由りて順ふことを學べり。九 己に全くせられ、凡そ彼に順ふ者の爲に永遠の救の原と爲りて、一〇 神よりメルヒセデクの班に循ふ司祭長と稱へられたり。一一 此に就きて

は、我爾等に多く言ふべき事あれども、爾等聴くに鈍くなりたるに因りて、解き難し。二三 蓋爾等は時の久しきに因りて、教師たるべき者なり、然るに爾等は復神の言の小學を教へられんことを要す、爾等は乳を要する者と爲れり、堅き食に非ず。一三 凡そ乳に養はるる者は義の言に熟達せず、赤子たるが故なり。一四 堅き食は、乃 熟練を以て善悪を別つことに習ひたる感覺を具ふる成人の用ゐる所なり。

**第六章** 一 故に我等ハリストスの教の初端を舍きて、完全に進むべし、復死の行の悔改、神に於ける信、二 諸洗禮、按手、死者の復活、及び永遠の審判の教の基を奠く可からず。三 若し神許さば、我等是を行はん。四 蓋一たび照されて天の賜を味ひ、聖神に與る者と爲り、五 神の善なる言、及び來世の能を味ひて後、六 墮落せし者は、復悔改を以て之を新にする能はず、彼等己の内に再神の子を十字架に釘して、之を顯に辱しむるに因る。七 蓋地、屢之に降る雨を飲みて、之を耕す者の爲に用に適する野菜を生ずる者は、神より祝福を受け、八 荆棘と蒺藜とを生ずる者は、用なくして、詛に近く、終には焚かれん。九 至愛の者よ、我等斯く言ふと雖、爾等の事に於ては、爾等が此に愈り、且救に屬する情有有てるを深く信ず。一〇 蓋神は義ならざる者に非ずして、爾等の行、及び爾等

が既に聖徒に務め、今も務むるを以て、彼の名に由りて顯しし愛の勞を忘れざらん。一一 我等は爾等が其望の全からん爲に、各是くの如き熱心を終に至るまで顯さんことを欲す。一二 爾等が怠らざして、彼の信と恒忍とを以て許約を嗣ぐ者に效はん爲なり。一三 夫れ神はアウラムに許約を賜ふ時、己より大なる者の一も指して誓ふべきなきが故に、己を指して誓ひて一四 云へり、我必 祝福して爾を祝福し、益して爾を益さんと。一五 斯くアウラムは恒忍して、許約せられし所を獲たり。一六 蓋人は己より大なる者を指して誓ふ、且事を確證する誓は彼等の凡の爭論を息む、一七 故に神も許約を嗣ぐ者に、己の旨の易らざるを更に明に示さんと欲して、別に誓を立てたり、一八 斯の二の易らざる者に於て神は誑る能はざるが故に、我等斯の二の者を以て確なる慰を得ん爲なり、蓋我等は趨りて我が前に在る望を執る者なり。一九 此の望は我等の靈の爲に堅くして、動かざる錨の如し、且幔の内に入る、二〇 即イイスがメルヒセデクの班に循ひて、世世の司祭長と爲りて、我等の爲に前驅として入りし所なり。

**第七章** 一 蓋此のメルヒセデクはサリムの王、至上の神の司祭なり、諸王を敗りて歸れるアウラムを迎へて、此を祝福せし者なり。二 アウラムは彼に一切の十分の一を分ちたり。先づ其名を譯けば、

義の王なり、次にサリムの王、即平安の王なり。三父なく、母なく、系圖なく、日の始なく、生命の終なく、神の子に似たる者にして、恒に司祭たるなり。四觀よ、太祖アウラムは其尤善き抄掠品の十分の一を彼に與へたれば、其人如何にか大なる。五レワイイの諸子の中司祭職を受くる者は、律法の由りて、民即己の兄弟より、彼等もアウラムの裔なりと雖、其十分の一を取るべき命を奉ず。六然れども其人は、彼等の族より出でずして、アウラムより十分の一を受け、且許約を奉ずる者を祝福せり。七夫れ小なる者が大なる者より祝福せらるるは一も論なきなり。八且此には、十分の一を取る者は死すべき人なり、彼には、己の事を彼は生くと、證せらるる者なり。九又斯く言ふべし、十分の一を取る所のレワイイは、自らアウラムに由りて、十分の一を供せり、一〇蓋メルヒセデクがアウラムに遇ひし時、彼は尚其祖の身に在りたり。一一是を以て、民はレワイイ司祭職の下に律法を受けたるが故に、若し此の司祭職に由りて完全爲ることを得べくば、何ぞ亦メルヒセデクの班に循ひて他の司祭の興り、アアロンの班に循ひて稱へられざる者を須めん。一二蓋司祭職の易る時は律法も亦易らざるを得ず。一三此等の言の指す所の者は、他の支派に屬すればなり、即其中一人も祭壇に奉侍せざりし支派なり。一四蓋我等の主がイウダより出でしことは明なり、モイセイは此の支派に於て司祭職の事を一も言はざりき。一五

其更に明なるは、蓋メルヒセデクに似たる他の司祭の興るなり、一六乃肉體の誠の律法に循ふに非ずして、無窮の生命の能に循へる者なり。一七蓋證するあり、云く、爾メルヒセデクの班に循ひて司祭と爲り、世世に迄らんと。一八前の誠の廢せらるるは、其弱くして益なきが故なり。一九蓋律法は一も全うせし所なし、乃更に善き望は入れらる、我等を神に近づかしむる者なり。二〇且此れ誓なくしてあらざりしに因る、(蓋彼の司祭等は誓なく、彼は誓を以て立てられたり、蓋彼の事を言へるあり、主は誓ひて悔いず、爾メルヒセデクの班に循ひて司祭と爲り、世世に迄らんと、) 二二乃イイスは更に善き約の保證者と爲れり。二三亦彼の司祭等は多く有りき、死は永く存するを許さざりし故なり。二四然れども彼は世世に存するが故に、易らざる司祭職を有てり。二五是を以て彼は恒に彼に頼りて神に就く者を救ふを得、其恒に生きて彼等の爲に轉達するを得るに因る。二六我等の司祭長は實に是くの如き者たるべし、乃聖にして、惡に與らず、垢なく、罪人に遠ざかり、かつよてん且諸天よりも高き者、二七彼の司祭長等の如く先づ己の罪後に民の罪の爲に、日日祭を獻ぐるを要せざる者なり、蓋彼は己を獻げて、一次之を爲せり。二八蓋律法は荏弱ある人を立てて、司祭長と爲せり、然れども律法の後の誓の言は、世世に完全なる子を立てたり。

第八章 一 我が言ふ所の首要は左の如し、我等に是くの如き司祭長あり、彼は天に於て威嚴の寶座の右に坐せり、二 且聖所、及び眞の幕、即人に非ずして、主の設けし者の聖務者なり。三 凡の司祭長に禮物と祭祀とを獻ずるが爲に立てらる、故に彼も亦獻すべき者なかるべからざりき。四 彼若し地に在りしならば、司祭と爲らざりしならん、蓋此には律法に循ひて禮物を獻する司祭等、五 天上の者の形と影とに奉事する者あり、モイセイに其幕を造らんとせし時に、告げられしが如し、曰く、慎みて山に於て爾を示されし式に遵ひて、一切を造れと。六 然れども彼が今更に優れる奉事を得たるは、更に善き許約に基ける更に善き約の中保者に爲りしに稱ふ。七 蓋若し第一の約の虧くることなかりしならば、第二の者を立つる爲に處を索めざりしならん。八 然れども預言者は彼等を責めて曰ふ、主云く、視よ、日至らんとす、我イスライリの家、及びイウダの家と新なる約を立てん、九 我が彼等の先祖に、其手を執りて、エギペトの地より引き出しし日に立てし約の如きに非ず、蓋彼等我が約に止らざれば、我彼等を顧みざりき、主の言は是くの如し。一〇 主又云く、厥日の後に、我がイスライリの家に立てんする約は是なり、我は我が律法を彼等の念に置き、之を彼等の心に銘さん、我は彼等の神と爲り、彼等は我の民と爲らん。二 且各其隣に、及び各其兄弟に教へ

て、主を識れと、云はざらん、蓋小より大に至るまで、悉く我を識らん。二 蓋我彼等の不義を矜み、彼等の罪と不法とを復記念せざらん。三 新なると謂ひて、第一の者の舊きを示せり、舊びて衰ふる者は亡に近し。

第九章 一 第一の約には奉事の例と地に屬する聖所とありき。二 蓋第一の幕は設けられて、其内に燈臺と、案と、供前の餅とありき、是を聖所と稱す。三 第二の帷の後に至聖所と稱する幕ありき。四 茲には金の香爐と、徧く金を蔽ひたる約匱とあり、其内に「マンナ」を藏めたる金の壺、アアロンの萌せる杖、及び約の碑あり、五 其上に贖罪所を覆へる光榮のヘルワムありき。此等の事は今詳に言ふを庸る。六 此等の者斯く備はりて、第一の幕には司祭等恒に入りて、奉事を行ひ、七 第二の幕には獨司祭長のみ、一年に一次、血を攜へざるなくして入り、之を己の爲及び民の愆の爲に獻す。八 此を以て聖神は先の幕の尚存する時は、聖所に入る途の未だ啓かれざるを示す。九 此の幕は今の時の表式を爲す、其中に獻する所の禮物と祭祀とは、奉事する者の良心を全うする能はずして、一〇 僅に飲食と、種種の洗滌と、肉體に屬する儀式と與に設けられて、改新の時を待てり。二 然れどもハリストスの、將來の福の司祭長は來りて、更に大に、更に全備なる幕、手の造る所に非ず、即

其造式に非る者に縁りて、一二 牡山羊と牡犢との血を以てするにあらず、乃 己の血を以て、一次聖所に入りて、永遠の贖を獲たり。二三 蓋若し牡牛と牡山羊との血、及び牝犢の灰は、穢れたる者に灑がれて、之を聖にし、肉體の潔淨を致さば、一四 況や聖神に由りて、瑕なくして、己を神に獻げしハリストスの血は、我等の良心を死の行より潔めて、活ける眞の神に奉事せしむるをや。一五 故に彼は新なる約の中保者なり、是れ第一の約の時に犯せる諸罪の贖のため成りたる彼の死に由りて、永遠の嗣業に召されたる者が、許約せられしことを受けん爲なり。一六 蓋遺命の在る所には、遺命する者の死の之に隨はんことを要す。一七 蓋遺命は人の死後に於て固し、遺命する者の尚生ける時には力なし。一八 故に第一の約も血なくしては立てざりき。一九 蓋モイセイは律法に遵ひて悉くの誠を全民の前に宣べし後、犢と牡山羊との血、及び水と、絳鬘と、牛膝草とを取りて、其書及び全民に灑ぎて二〇 曰へり、此れ神が爾等に戒めし約の血なりと。二一 同じく血を以て幕及び悉くの奉事の器に灑げり。二二 又諸物は幾ど皆律法に循ひて血を以て潔めらるるべし。二三 故に天の物の像は此等を以て潔めらるべかりき、然れども天の物は此等よりも更に善き祭を以て潔めらるべし。二四 蓋ハリストスは手にて造られたる聖所、眞の聖所を像れる者に入りしに非ず、乃 天に入りたり、今我等の爲に神の顔の

前に立たん爲なり、二五 又司祭長が年毎に、他の物の血を以て、聖所に入るが若く、屢 己を獻ずるが爲に入りしに非ず、二六 若し然らば、彼は創世より以來屢 苦を受くべかりしなり、然れども彼は今季の世に、一次己の祭を以て罪を滅さん爲に顯れたり。二七 又人に、一次死して後に審判あることの定められしが如く二八 斯くハリストスも、多くの者の罪を任はん爲に、一次己の祭を獻じて、復罪の爲に非ず、乃 彼を待つ者の救の爲に再 顯れん。

**第十章** 一 律法は將來の福の影にして、本物の眞の形に非るに因りて、年毎に恒に獻ぜらるる所の同一の祭を以て、之に就く者を永く全うする能はず。二 否らずば、獻ずることは止まん、蓋奉事する者は一たび潔められて、復一も其良心に罪を覚えざるならん。三 然れども此の祭に由りて、年毎の罪の事は記念せらるるなり。四 蓋牡牛と牡山羊との血は罪を除く能はず。五 故にハリストスは世に入る時曰く、祭祀と禮物とは、爾之を欲せざりき、然れども肉體を我が爲に備へたり。六 全燔と罪祭とは、爾之を悦ばざりき。七 其時我言へり、視よ、我往く、書の首に我の事を記せるが如し、神よ、爾の旨を行はんと。八 前には、祭祀と、禮物と、全燔と、罪祭と、即 律法に循ひて獻ぜらるる者は、爾之を欲せざりき、又悦ばざりきと言ひて、九 後には、視よ、我往く、神よ、爾の旨を行はん

と言へり、第一の者を除く、第二の者を立てん爲なり。一〇此の旨に因りて、我等はイイススハリストスの肉體の一次獻ぜらるるを以て聖にせられたり。一一凡の司祭も日日に立ちて奉事し、屢同一の祭、永く罪を除く能はざる者を獻ず。一二然れども彼は罪の爲に一の祭を獻じて後、永遠に神の右に坐し、一三彼の敵が其足の凳に置かるるに至るを俟つ。一四蓋彼は一の獻祭を以て聖にせらるる者を永遠に全き者と爲せり。一五聖神も亦之を我等に證す、蓋先に言へるが如し、一六主曰く、厥日の後に我が彼等に立てんとする約は之なり、我は我が律法を彼等の心に置き、之を彼等の念に銘さん、一七次ぎて主曰く、且我等の罪と不法とを復記念せざらんと。一八夫れ罪已に赦さるれば、復之が爲に獻祭するを庸るず。一九故に兄弟よ、我等イイススハリストスの血に由りて、二〇即彼が我等の爲に開きたる新なる活ける途を以て、帷なる其肉體に由りて、聖所に入る勇敢を得、二一且神の家を宰る大なる司祭を得て、二二誠の心と全き信とを以て、心を悪しき意念より灑がれ、身を清き水に洗はれて、近づくべし。二三我等の望の承認を固く執りて移らざるべし、蓋許約せし者は信なるなり。二四我等互に顧みて、愛と善き行とを勵ますべしと。二五會集を輟むること、或人の習の如くするなく、乃相勸むべし、彼の日の愈近づくを見て、益是くの如くすべし。二六蓋若し我等眞實を識るを得たる後、縦に罪を犯さば、復贖罪

の祭あるなし、二七乃惕れて審判を待つこと、及び敵を食まんとする烈火あるのみ。二八若しモイセイの律法に背きし者が、二三人の證者ありて、恤なく死に處せられれば、二九況や神の子を踐み、自ら聖にせられし約の血を聖なりとせず、恩寵の神を侮る者は、其人の受くべき罰、更に重きこと幾何なりと意ふか。三〇蓋我等は言ひし者を識る、主曰く、讐を復すは我に在り、我報いん。又曰く、主は其民を審判せんと。三一活ける神の手に陥るは畏るべき哉。三二爾等の初の日、即爾等が光照せられて後、患難の多くの戦を忍びし日を憶へ、三三爾等或は自ら詬誶と迫害とに由りて、人の觀玩とせられ、或は斯る事に遇ふ者に與る者と爲れり。三四蓋爾等は我の裸綫をも體恤し、爾等の産業の奪はるることをも喜びて受けたり、爾等には更に美にして恒に存する業の天に在るを知ればなり。三五故に爾等の勇敢を失ふ勿れ、此れ大なる賞を得ん。三六忍耐は爾等に要する所なり、爾等が神の旨に行ひて、許約せられしことを受けん爲なり。三七蓋尚片時ありて、來る者臨まん、必遅はらざらん。三八義人は信に由りて生ぎん、人若し退かば、我が靈彼を悦ばず。三九然れども我等は退きて沈淪に屬する者に非ず、乃神に立ちて靈の救を得べき者なり。

第十一章 一夫れ信とは、望む所を確認し、見ざる所を確認する



者なり。二 古の人は之に由りて證せられたり。三 信に由りて我等は世世が神の言に造られ、見ゆる者が顯れざる者より成りたるを知る。四 信に由りてアワエリはカインに較ぶれば更に善き祭を神に獻げたり、之に由りて彼は義なりと證せられたり、神が其獻物の事を證せしが如し、之に由りて彼は死して後にも亦言ふ。五 信に由りてエノフは死を見ずして移されたり、人彼に遇はざりき、神彼を移ししに由る、蓋其未だ移されざる先に、神の悦を獲し者と證せられたり。六 然れども信なければ、神に悦ばるる能はず、蓋神に就く者は、彼の有ること、及び其彼を尋ぬる者に報を爲す者なるを信すべし。七 信に由りてノイは未だ見ざる事に於て啓示を蒙りて、慎みて、其家族を救はん爲に方舟を備へたり、之に由りて彼は世を罪し、及び信に由る義の嗣と爲れり。八 信に由りてアウラムは嗣業として受けんとする地に往くべき召に遵ひ、自ら何に往くを知らずして往けり。九 信に由りて彼は許約の地に在りて、己に屬せざる地に於けるが如く、イサク及びイアコフ、即同一の許約を同じく嗣ぐ者と偕に幕に居りたり、一〇 蓋彼は基ある城、神の營み造る者を俟てり。二 信に由りてサルラも胎荒れたれども、懐妊の力を得、己に生育の期を逾えて生みたり、蓋彼は許約せし者の信なるを知れり。二三 故に一人、猶己に死せし如き者より、天の星の多きが如く、海濱の沙の數へ難きが如く、多く生れたり。二三 此等皆信を抱きて死せり、

許約せられし所を受けずして、惟遙に之を望みてよ欣び、且自ら地に在りて旅人なり、寄寓者なりと言へり。一四 蓋斯く言ふ者は、自ら其家國を求むるを表すなり。一五 彼等若し其出でし國を念はば、歸るべき時ありしならん。一六 然れども彼等は更に善き國、即天に在る者を慕へり、故に神は彼等を耻とせずして、己を彼等の神と稱ふ、蓋彼等の爲に城を備へたり。一七 信に由りてアウラムは試みられ、イサクを獻げたり、許約を受けし者にして、其獨生子を獻げたり、一八 即爾の裔はイサクに由りて稱へられんと、言はれし所の者なり。一九 蓋彼意へり、神は亦死より復活せしむるを能すと。故に之を預象として受けたり。二〇 信に由りてイサクは將來の事を指して、イアコフ及びイサフを祝福せり。二二 信に由りてイアコフは死なんとする時、イオシフの二子を祝福し、且其杖の上に拜せり。二三 信に由りてイオシフは終らんとする時、イズライリの諸子の出でん事を憶はしめ、且己の骸骨の事を遺命せり。二三 信に由りてモイセイは生れし後、三月間其父母に匿されたり、蓋彼等は子の美しきを見て、王の命を畏れざりき。二四 信に由りてモイセイは長ずるに及びて、ファアラランの女の子と稱へらるるを辭みて、二五 暫時の罪惡の樂を享けんよりは、寧神の民と共に苦しまんことを願ひ、二六 ハリストスに縁る誹毀を、エギペトの寶よりも更に大なる富なりと意へり、蓋彼は賞を仰ぎ望めり。二七 信に由りて彼はエギペトを離

れて、王の怒を畏れざりき、蓋彼は見る可からざる者を見るが如くに爲して忍耐せり。二八 信に由りて彼は逾越節と血の灑とを行へり、長子を滅す者の彼等に觸れざらん爲なり。二九 信に由りて彼等は紅海を陸地の如くに渉れり、エギペト人は之を行はんと試みて溺れたり。三〇 信に由りてイエリホンの城垣は、七日之を巡りたる後に墮ちたり。三一 信に由りて妓婦ラアフは平和を以て偵使を納れ、他の路より彼等を送りて、不信の者と偕に亡びざりき。三二 我復何をか言はん、若しゲデラン、ワラク、サムプソン、イエツファイ、ダワイド、サムイル、及び他の預言者の事を述べんには、我に時足らざらん。三三 彼等は信に由りて諸國を從へ、義を行ひ、許約を受け、獅の口を箝ぎ、三四 火の勢を滅し、劍の刃を避け、弱きよりして強くせられ、戰に勇み、異邦の軍を潰せり、三五 婦は其死者を復活せし者として受けたり、亦或者は更に善き復活を得ん爲に、免るるを欲せずして、酷く戮されたり、三六 他の者は嘲弄と鞭扑と、又縲紲と囹圄との試を受け、三七 石にて撃たれ、鋸にて解かれ、拷問に遇はせられ、刃にて殺され、綿羊と山羊との皮を衣て流離し、窮乏、患難 辛苦を忍び、三八 世界に置くに堪へざる者は、曠野、山嶺、巖穴、地窟に徬へり、三九 此等皆信に由りて證せられたれども、許約せられし所を獲ざりき、四〇 蓋神は我等の事に於て更に善き事を預見せり、彼等は我等と偕にせずしては全きを得ざらん爲なり。

第十二章 一 故に我等も證者の斯く雲の如く衆きに圍まれて、凡の重負と我等を阻む罪とを去り、忍耐を以て、我等の前に在る馳場を趨りて、二 我等の信の首、及び成全者イイススを仰ぎ望むべし、彼は其前に在りし喜に易へて、辱を意とせず、十字架を忍びて、神の寶座の右に坐せり。三 故に爾等は罪人等の斯く己に逆ひしを忍びたる者を思へ、爾等が倦みて靈の弱らざらん爲なり。四 爾等は罪に敵し、之と闘ひて、未だ血を流すに至らざりき。五 又子に於けるが如く爾等に告ぐる所の勸を忘れたり、曰く、吾が子よ、主の懲戒を輕んずる勿れ、又彼に責めらるる時、心を喪ふ勿れ。六 蓋主は其愛する者を懲し、凡そ納るる所の子を鞭つと。七 爾等若し懲戒を忍ばば、神は子の如く爾等を待つなり。蓋子にして父の懲さざる者あらんや。八 爾等若し衆の與る所の懲戒に遭はずば、乃 私生の子にして、嫡子に非ず。九 又我等は肉體の父より懲されて、彼等を敬へり、況や我等 益 諸神の父に従ひて、生を得べからざらんや。一〇 彼等は己の意に任せて、暫時の爲に我等を懲せり、然れども彼は我等を益して、我等が彼の聖に與らん爲にするなり。一一 凡の懲戒は、今は喜に非ずして、悲なりと意はる、然れども後には、之に由りて練達せし者に、義の平安なる果を結ばしむるなり。一二 故に爾等衰へたる手、弱りたる膝を健にし、一三 爾等の足

を以て直き徑を行け、跛者の迷ふなくして、瘳瘥されん爲なり。一四  
務めて衆人と和睦し、又聖潔を守れ、蓋聖潔に非ざれば、人主を見  
るを得ず。一五 爾等慎め、恐らくは神の恩寵を失ふ者あらん、恐  
らくは苦き根は萌え出でて、害を爲し、多くの者之に由りて汚されん、  
一六 恐らくは淫行の者、或は不敬虔なることイサフの如き者あらん、  
即一食の爲に其長子の業を齎ぎたる者なり。一七 蓋爾等知る、  
其後彼は祝福を嗣がんと欲したれども、棄てられたり、涕を流して  
求めたれども、父の志を回す能はざりき。一八 爾等の就きし所  
は、捫るべき山に非ず、又熾ゆる火と、密雲と、黒闇と、暴風と、一  
九 籟の音と、言語の聲とに非ず。此の聲を聞きし者は、復彼等に語  
を續がざらんことを求めたり、二〇 蓋彼等は命ぜらるることを忍ぶ  
能はざりき。云く、獸も若し山に觸れば、石を以て撃ち、或は矢を以  
て射るべしと。二 且其見る所の畏るべきは、モイセイも、我恐れ慄  
くと言ふに至れり。二三 然れども爾等の就きし所は、乃シオンの  
山及び活ける神の城、天のイエルサリム及び萬萬の天使、二三 慶賀の  
會及び天に録されたる冢子の教會、及び衆の審判者たる神、及び  
成全せられし義人等の神、二四 及び新約の中保者たるイイスス、及  
び灑ぐ所の血、即アワエリの血に較ぶれば更に善く言ふ者なり。  
二五 慎みて、告ぐる者を拒む勿れ。蓋若し彼等地に在りて命を傳ふ  
る者を拒みて、免れざりしならば、況や我等天より命を傳ふる者に

背かば、更に免れざらん。二六 彼の聲は其時地を震はせたり、然れ  
ども今彼は約して曰へり、我又一次地のみならず、天をも震はせんと。  
二七 又一次と言へるは、震ふべき者の、其造られしを以て、移さるる  
を示す、震ふべからざる者の留らん爲なり。二八 故に我等は震ふべ  
からざる國を受けて、恩寵を保ち、之に由りて、敬虔と寅畏とを懷  
きて、神の悦ぶ所の如く奉事すべし。二九 蓋我等の神は燬き盡す火  
なり。

第十三章 一 兄弟の愛爾等の中に存すべし。二 遠人を善く待ふこ  
とを忘るる勿れ、蓋或者は、之に由りて、知らずして天使等を待へ  
り。三 囚者を念ふこと、爾等も彼等と偕に囚はれしが如くせよ、苦  
しむ者を念へ、爾等も亦身に居るが故なり。四 婚姻は衆の中に貴  
くして、牀は玷なかるべし、邪淫の者姦淫の者は、神之を審判す。  
五 貪婪に習ふ勿れ、有つ所を以て足れりとせよ、蓋彼自ら云へり、  
我爾を棄てず、爾を遺さざらんと。六 故に我等毅然として曰ふ、主  
は我を助くる者なり、我恐れざらん、人何をか我に爲さんと。七 爾等  
の教導師、神の言を爾等に傳へし者を記念せよ、彼等の生命の終  
を鹽みて、彼等の信に倣へ。ハイイススハリストスは昨日、今日、及  
び世世に變らざる者なり。九 種種の異なる教に揺かざる勿れ、  
蓋恩寵を以て心を堅むるは善し、食物を以てするに非ず、之に遵

ひし者は、之に依りて益を得ざりき。一〇我等には祭壇あり、幕に事ふる人は、此の上に物を食ふ權なし。一一司祭長が、罪を潔むる爲に、血を聖所に攜ふる所の牲の體は、營の外に焚かる。一二故にイイススも、己の血を以て人人を聖にせん爲に、門の外に於て苦を受けたり。一三是を以て我等は彼の辱を任ひて、營の外に出でて、彼に就くべし。一四蓋我等には此を恒に存する邑なし、即將來の者を求む。一五故に我等は彼に由りて、恒に讚美の祭を神に獻ぐべし、即彼の名を讚榮する口の果なり。一六恵施を爲し共愛を行ふを忘るる勿かれ、蓋此くの如き祭は神の悦ぶ所なり。一七爾等の教導師に順ひて、之に服せよ、蓋彼等は神の前に答を爲すべき者として、爾等の靈の爲に儆醒す、彼等をして悦びて之を行はしめて、歎息して行はしむる勿れ、此れ爾等に益なきが故なり。一八我等の爲に祈禱せよ、蓋我等は善き良心を有てるを信ず、一切の事に於て善きを行はんことを望めばなり。一九我が殊に祈禱を爲すを求むるは、速に爾等に還されん爲なり。二〇願はくは平安の神、永遠の約の血に由りて羊の大なる牧者たる我等の主イイススハリストスを死より起しし者は、二一其悦ぶ所を爾等の中に爲して、其旨を行はん爲に、爾等を凡の善事に全うせんことを、イイススハリストスに由りてなり。願はくは光榮は彼に無窮の世に歸せん、「アミン」。二二兄弟よ、我畧書して爾等に達せり、請ふ我が勸の言

を容れよ。二三知るべし、我等の兄弟ティモフェイ己に釋されたり、若し彼速に來らば、我彼と偕に爾等を見ん。二四悉くの爾等の教導師及び衆聖徒に安を問へ。イタリヤの者は爾等の安を問ふ。願はくは恩寵主と偕に在らんことを、「アミン」。